

沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務

2 目的

本業務は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「対象世帯」という。）に対し、訪問支援員が訪問し、世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、世帯や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 利用対象者

本事業の支援対象は、市内に居住し、次に掲げるような状態にある世帯を対象とする。

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある世帯等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、特に支援が必要と認めた世帯（ヤングケアラー等）

(2) 対象世帯への訪問によるサービス実施

受託者は、沖縄市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき利用者ごとに作成される沖縄市子育て世帯訪問支援依頼票及び、沖縄市子育て世帯訪問支援調査票に従うものとする。

- ① 市が作成する支援計画書により、支援内容の確認
- ② 支援員派遣の人選及び日時等の連絡調整
- ③ 次の各号に掲げるもののうち、対象世帯の状況に応じて必要と認められる支援の実施

区分	サービス内容
(ア)家事支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の準備及び片付け ・ 住居等の清掃及び整理整頓 ・ 衣類等の洗濯及び補修 ・ 生活必需品の買物 ・ その他、日常的な家事に関して特に必要と認められるもの
(イ)育児・養育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳・食事の世話 ・ おむつの交換及び排せつの介助 ・ 宿題の見守り ・ 入浴（沐浴）の介助 ・ 保育所等の送迎（但し、保護者も同行） ・ 通院などの外出時の補助 ・ その他、日常的な育児に関して特に必要と認められるもの
(ウ)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談・助言（ただし、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。） ・ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 ・ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握

※ただし、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

- ④ 対象家庭からの問合せや苦情の対応
- ⑤ 市が実施する本事業の実施に関わる打合せ等への参加
- ⑥ 実施報告書の作成及び提出

(3) 職員配置

- ① 受託者は、当該事業を総合的に把握し、安定的かつ適切に支援を実施できるよう、本業務を管理する者（業務責任者）を配置すること。
- ② 受託者は、業務を効率的に遂行するための適正な人員を確保すること。

(4) 訪問支援員の要件

受託者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、訪問支援員を選考するものとする。

- ① (2) ③にかかる業務について適切に実行する能力を有する者
- ② 心身ともに健康であること
- ③ 「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」に基づき、本事業の目的、内容、支援の方法及び個人情報情報の適切な管理や守秘義務等について必要な研修を修了しているとも

に、育児・養育支援を実施する場合は AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を修了していること。

④ 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

(ア)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ)児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ)児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(エ)その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為をした者

(5) 訪問支援員の研修

受託者は、訪問支援員に対し、(4)③に規定する内容について必要な研修を行うなど資質の向上に努めること。

(6) 訪問の実施日及び実施期間

① 月曜日から金曜日までとする。(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および慰霊の日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではない。

② 派遣の時間帯及び派遣時間は、8時30分から17時15分までのうち、委託者が定めた時間数とする。ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではない。

(7) 訪問支援時の留意点

① 訪問支援員は、感染予防のため清潔な衣類を着用し、手洗いの励行等に十分留意すること。

② 訪問支援員及び利用者世帯員に体調不良者がいる場合は、感染症対策のために支援を行わないこと。

③ 訪問支援員は、支援を行う際には常に委託事業者が発行する身分証明書を傾向し、訪問時に掲示すること。

④ 訪問支援員は、支援を行った際は、その都度、子育て世帯訪問支援事業支援員派遣報告書(様式2)により派遣対象者から履行確認を受けること。

5 委託料の額

訪問支援費	1件あたり 6,988円	2時間程度
連絡なしのキャンセル料	1件あたり 700円	利用者からの事前の連絡がなく、訪問支援員が訪問した際にキャンセルとなった場合や利用者世帯からの応答がない場合に限る。
事務費・管理費	訪問支援費1件あたり 482円	

6 委託者への提出物

(1) 毎月提出

- ・様式1 沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務派遣報告書（月報）
- ・様式2 沖縄市子育て世帯訪問支援事業支援員派遣報告書
- ・様式3 沖縄市子育て世帯訪問支援事業活動記録報告書
- ・様式4 沖縄市子育て世帯訪問支援事業支援員派遣費請求書
- ・様式5 沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託料内訳書（請求書に添付）

(2) 事業終了後提出

- ・様式6 沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託に関する実績報告書
*実績報告書に業務委託精算書を添付のこと。

7 賠償責任保険

受託者は、本事業を実施するにあたり、活動中の事故等に備え、障害・賠償責任保険等へ加入すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、双方による協議の上決定する。